

番号	ページ	項目	意見の概要	佐渡市の考え方	計画(案)に 修正の有無
1	6	市民の意見の反映	市民意識調査の回収率が低いこと(41.4%)は、市民の人権に関する意識が低いということであり、比較的若い世代での否定的な回答が多くみられることについては、人権教育に課題があるということになる。 今までの啓発推進施策を総括し、改善する具体的な方法を策定する必要がある。	市民意識調査の回収率、否定的な回答が多かったことについて、市民の皆様の人権に対する意識向上には、まだ課題があることを認識しております。 市としては、これまでの啓発活動を振り返り、効果的な施策の実施と改善に努めていきます。	無
2	6	市民の意見の反映	アンケートからは第3次の5年間で人権意識が高まったとは言えない状況で、これをふまえて第4次計画を取り組まないと、この先も意識はあまり変わらない。抽象的なきれいな言葉や理想論を並べるのではなく、具体的な取組を進められる計画であってほしい。	若い世代の方への周知を強化し、SNS等を通じた啓発活動を推進していきたいと考えています。	無
3	15	市民意識調査からみた課題	相談先として、家族や親せき、友人など周囲の人が多くなっていることは、言い換えればそちらが相談先が無いということである。 人権擁護委員や法務局、県人権・同和センターや地域の人権関連団体など相談窓口のPRや連携強化が求められるが、予算措置も含め声がけだけでなく具体的な計画が必要である。	相談窓口の周知は、法務局や関係機関と連携して取り組んでまいります。	無
4	17	分野別人権施策の推進	「分野別人権施策」の各項目は、法務省人権擁護局の「令和6年度啓発活動協調事項」を参考にしながら市独自に、「2-11個人情報保護の保護」を加えたものか。今回あらたに、第3次にはなかった「2-8感染症に関する人権問題」、「2-10性的マイノリティに関する人権」が追加されたが、最近の社会情勢を考えれば当然のことだと思ふ。 (2)「2-12様々な人権問題」には11項目以外の主な人権課題があげられているが、法務省人権擁護局「令和6年度啓発活動強調事項」(全17項目)も紹介したどうか。	「2-11個人情報の保護」は第3次計画から引き続き分野別人権施策として掲載しました。 ご意見いただきました「啓発活動強調事項」につきましては、啓発活動を通じて周知していきます。	無
5	18	女性の人権	(2)施策の方向②に賃金、労働時間等の労働条件、国、県等と連携を取りながら取り組むことの明記	いただいたご意見をもとに、修正を行います。	有
6	18	女性の人権	(2)施策の方向に④として追記されたい。 ④ハラスメント根絶をめざし、「佐渡市」ハラスメント防止条例」の制定にむけ、ハラスメント防止条例制定委員会を発足させます。	いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。	無
7	18	女性の人権	「啓発活動・教育を行います」「支援と啓発に努めます」「社会的条件の整備に努めます」「相談・支援体制の充実に努めます」等は実施主体の市のことですので、努めるというのは”出来たらやる”という風にしか見えない。 ◎男性の意識改革のための啓発活動を明記、実施してほしい。 (意識調査の結果、問題が明らかになっています。それは地方では今も男尊女卑の差別意識がまだ残っていることが主要な原因となっているということかと思ひます。つまり男性の意識が変わることが大切です。ワークライフバランスを語る以前の問題ではないでしょうか。)	いただいたご意見をもとに修正を行います。 個別事業については別途公表するように検討します。	有
8	20	こどもの人権	(1)現状と課題に「学校の状況は悪化の一途をたどっています。2023年度の県内小学校中学校高校のいじめ件数は20,403件で全国4番目の高さである」等いじめの問題を明記。 ヤングケアラー（小中高生徒が実家で親の介護をして疲労困憊になり学校を休みがちになる）などの問題点の明記	いただいたご意見をもとに、修正を行います。	有
9	21	こどもの人権	(2)施策の方向①いじめや不登校、体罰等への対策推進欄に、②③として追記されたい。 ②子ども・若者相談支援のため、相談窓口として「佐渡市スマイル・サポート・ステーション」(仮称)を市教委学校教育課の所管で設立します。 ③子ども基本条例を施行する準備会を発足します。 (3)取組内容(4)指標の欄に以下を追記されたい。 佐渡市スマイル・サポート・ステーション相談件数 目標500件	②佐渡市では、子ども・若者相談支援の窓口として子ども若者相談センターを開設しており、学校及び教育委員会などの関係機関や団体等と連携を図り、子どもや若者が安全・安心に暮らすことができるよう相談支援体制の充実に取り組んでいます。 ③佐渡市では、すべての子どもの人権が尊重され、差別、虐待、体罰、いじめ等を受けることなく安心して生きることができる地域を目指し、「佐渡市子どもが元氣な佐渡が島(たからじま)条例」を令和4年3月18日に制定し、子どもが夢と希望をもって健やかに成長できるよう支援に取り組んでいます。	無
10	24	高齢者の人権	(2)施策の方向②「各地域の自治会の防災委員会や民生委員とも普段から情報交換を密にして連携していく」ことを明記	いただいたご意見をもとに、修正を行います。	有
11	26	障がいのある人の人権	◎障がい者はその特性によって対応が違うことを念頭に、専門家の増員、相談体制の強化を追記してほしい。 (「障がい者」をひとくくりにして計画を立てるのは少し違うと思う。障がいは身体的、精神的、病気、脳の特性によるものなど、特徴も症状も多岐にわたる。その為に専門家の増員は必須と考える。 又、障がい者が働いて自立できる環境はまだ出ていない。単純作業で工賃といわれるような働き方ではなく、働いた対価が賃金としてもらえる仕組みをめざしてほしい。)	取組内容を「相談支援体制の強化と多機関連携の深化」と修正します。	有
12	26	障がいのある人の人権	(1)現状と課題に佐渡市での障がいのある人の実数や割合を明記 (2)施策の方向②合理的配慮について「周知と遵守の徹底を図り、法定雇用率を遵守させるよう」明記する	いただいたご意見をもとに、修正を行います。	有
14	27	障がいのある人の人権	(2)施策の方向 ③障がい関連福祉サービスの充実 「障がいの早期発見や早期治療の充実と障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実を目指します。」の文章に、障がいを持っていることが悪いような差別的なニュアンスが感じられる。 障がいを持っていても安心して生きていけるという2行目の表現は良い。	③障がい関連福祉サービスの充実 「障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいの特性に応じた適切な保健・医療サービス及び福祉サービスの充実を図ります。」と修正します。	有
16	28	障がいのある人の人権	(2)施策の方向 ④障がいのある子ども教育・保育環境づくり ・「合理的配慮」の意味をわかりやすく。 ・「幼児期からの特別支援教育の充実を図ります」は障がいのある子どもを特別に扱うということであり、ノーマライゼーションの理念と矛盾してはいないか。	「合理的配慮」については、P14に注釈があります。 ④障がいのある子どもの教育・保育環境づくり 「ノーマライゼーションの理念のもと、障がいがあっても、こどもの頃から共に学び、遊び、育っていきけるよう、教育環境の整備や合理的配慮に努めるとともに、一人ひとりのニーズに応じて早期からの教育相談・支援に取り組めます。」と修正します。	有
17	29	同和問題(部落差別問題)	インターネット上の被差別部落情報の掲載されている問題を明記 「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」に続けて「これを「寝た子を起こすな」と言います)」を追加 (2)施策の方向②「同和教育授業を地域その他の関係者すべての人に公開します」と明記	いただいたご意見をもとに、修正を行います。	有
18	30	同和問題(部落差別問題)	(2)施策の方向 ④として以下を追記されたい。 ④「佐渡市人権都市宣言」にむけて、学識者・市民代表による人権都市宣言準備委員会を発足します。 (3)取組内容、(4)指標 ④に以下を追記されたい。 学校同和教育事業(主管課 市教委学校教育課) 各小中学校の人権教育、同和教育研修において、年1回以上研修や当事者から学ぶ研修会を開催します。 社会同和教育事業(主管課 市教委社会教育課)	(2)④いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。 (3)④個別事業については別途公表するように検討します。	無
19	30	同和問題(部落差別問題)	(3)取組内容において「人権を扱った道徳授業の公開等」とあるが、人権・同和教育は道徳の一環ではなく独立した位置づけが必要である。	取組内容 「人権教育、同和教育に関する公開授業や指導案づくりの実施」と修正します。	有
20	32	外国籍の人の人権	(1)外国籍の人の生活、就労環境の整備、支援(2)国際交流、多文化共生、相互理解の促進において、労働者や労働環境を大切にしないといけないが、歴史に学ぶということも必要ではないか。 過去の朝鮮人労働者の問題も含め歴史認識も大切。	「他国の歴史や文化に対する理解を深め、日本と外国の相互理解、差別の禁止など人権教育を進め、言語や文化をお互いに伝えあう相互理解を深めます。」と修正します。	有
21	43	個人情報の保護	(2)施策の方向の①について、以下を追記されたい。 事業の実施主体である市職員の法令順守が求められるとき、各課ごとの人権に係わる法令・条例等の研修会を開きます。また、「思想及び良心の自由の侵害に関する職員研修会」も併せて開催します。	(3)取組内容①主な取組内容「個人情報の適正管理及び市職員の研修会の実施」と修正します。	有
22	44	様々な人権問題	(2)施策の方向の③として、以下の通り追記されたい。 ③公文書等の管理に関する法律は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源とされ、知る権利、情報公開は人権と表裏一体をなすものです。近年「知る権利」に関する不適切な取り扱いが後を絶ちません。人権を守り高めるうえで「知る権利」の拡充は避けて通れません。「知る権利」の拡充を推進します。	市は情報公開条例に基づいて知る権利を担保しています。	無
23	17～44	分野別人権施策の推進	第3次と比べ、全体的に「分野別の課題」から各関係部署の「具体的な事業」の記述がほぼなくなり、代わりに記されている「取組内容」も具体性はなく、全体的に一般的かつ基本的な内容になってしまった。簡潔でいいのかもしれないが、一市民の立場で意見を述べることもなくなった気がする。 (1)ただ、それぞれの課題について各部署が取り組んでいくためには、やはり具体的な計画が必要である。市民はそれをどう知れるのか。	本計画は基本的な施策の方向性を定め、分野別の関連事業は別途公表するように検討しています。	無
24		計画全体	1 第3次の推進計画について、具体的な総括のあとは見受けられない。成果を上げるためにも過去の実績について率直かつ具体的に総括されることが求められる。 2 本事業を進める上で広く有識者等からの意見、助言を求めるために「佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会」は定めた組織であり、人権に係る最重要な懇談会である。形式的な懇談会で終わることなく、真摯に検討し意見具申できる懇談会を強く希望する。 3 本事業を推進するためには、事業の実施主体である市職員のゆるぎない人権意識が不可欠であるとともに、分野別の「取組内容」「指標」は抽象的な計画ではなくより具体化した方針が示されることが求められている。	1 懇談会において検証していきます。 2 懇談会の運営方法については委員の皆様の見解もいただきながら検討していきます。 3 本計画は基本的な施策の方向性を定め、分野別の関連事業は別途公表するように検討しています。	無
25		計画全体	懇談会の運営について	懇談会の運営方法については委員の皆様の見解いただきながら検討していきます。	無